

第8期 第24回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年7月10日（木） 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（17人）
4. 欠席委員（2人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（4件）
 - 議案第79号 農地法第3条の許可申請について（2件）
 - 議案第80号 農地転用事業計画変更申請について（1件）
 - 議案第81号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（1件）
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。12番 ○○○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。また、7番 ○○○○ 委員が遅れておりますが、出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。それでは会長お願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

連日、暑い日が続いており、作物の生育の進み具合が早くなっております。早い収穫ができる反面、弊害もあるように思います。高温障害であるとか、カメムシの被害もあり、今後は心配です。

本日は議案が4件と少ないですが、慎重なご審議をお願いします。

それでは只今から第24回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、10番 ○○○○ 委員、11番 ○○○○ 委員さん、よろしくお願いします。

議案審議に入っていきます。まず、議案第79号農地法第3条の許可申請について、2件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第79号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 松山市○○○○○番 ○○○○。譲受人 松山市○○○○○○○○番地○ ○○○○。土地は、○○○○番、田、1411㎡、同所同字○○○○番○ 畑、6.22㎡、同所同字○○○○番○ 畑、25㎡の合計3筆で合計面積は1442.22㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は橘、キウイです。主な農機具の保有状況は、噴霧器、草刈機、軽トラックです。労働力は、常時本人の1人です。増員予定が夫と甥の2人です。耕作面積は9323.51㎡です。

なお、○○○○さんは、不動産賃貸業などを営む(有)○○○の役員で、○○の○○○の隣で営農型太陽光発電施設を持っており、パネルの下部で橘を作っておりますが、非常に熱心に農業に取り組まれています。

知人がキウイフルーツを作っており、興味を持ったとのことで、その知人からの指導助言を得ながら、農業技術の向上と収穫量増加を目指すそうです。

以上のようなことから、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願い

いします。

○委員 ○○委員

場所は地図の3ページをご覧ください。

過日、6月某日に譲渡人の○○さんの奥様と譲受人の○○○○さんとその旦那様の3人にお会いして、面談をしました。○○さんにおかれましては、事業の傍ら農業にも取り組み、松山市の方で果樹などを作っておりまして、○○さんの方から農地の紹介を受けたとのことでした。今回、知人からキウイの苗の頒布を受けまして、キウイを作ることでした。作付けにつきましては秋口ぐらいを予定しているとのことでした。

そして、これは来年度以降の話になるそうですが、将来的には、当地でも太陽光発電施設を設置する考えをお持ちでした。愛媛県内では、(キウイフルーツをパネルの下部で作付けする事例は、) まだ少ないとのことでしたが、イメージとしては、キウイの棚の上で太陽光パネルを設置する2階建てのイメージとのことでした。パネルに隙間を作って日照を確保しながら、太陽光パネルを高さ制限の範囲内で設置する計画とのことでした。

キウイの生産は、○○さんの方がメインでされとのことですが、これまで橘や果樹を作っている経験を基に、新しい果樹であります。二人で力を合わせて取り組んでいきたいことでしたので、問題は無いと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(会長)

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

太陽光パネルの設置を作物の生産と併用して行う場合に、高さ制限があるのか。また、この基準は何の法律によって決められているのか。

○事務局

農林水産省が出している営農型太陽光発電に係るガイドラインがありまして、これに基づいて、農地の地表から2m以上クリアランスを取ってくださいという基準があります。

○議長(会長)

他に質問はありませんか。太陽光発電施設につきましては、今後申請があるでしょうから、その時に改めて審議をして頂きたいと思います。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 松山市〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇。譲受人 東温市〇〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇。土地は、〇〇〇番、畑、114㎡外6筆で、合計7筆で面積3,004㎡です。権利内容は売買です。作付作物は米、野菜です。主な農機具は耕運機、トラクター、コンバイン、耕うん機、田植え機です。労働力は本人と妻の常時2人です。作面積は6,458㎡です。周辺農業経営の影響は支障なしです。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件をすべて満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。場所は、〇〇〇〇の田んぼと、〇〇号線端の畑です。これらの農地は、譲渡人の実家が近くにあり、親から相続した土地です。譲渡人の〇〇〇〇さんは、非常に真面目な方で、ご自身で耕作はされないのですが、きれいに農地を管理して来られました。最近になって、体調を崩されたので、私も相談を受けたりしていたのですが、中山間直払い制度や棚田の代表を務められている、譲受人の〇〇〇〇さんのところに話があり、それならば自分がやろうということで、農地を引き受けることになりました。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第80号農地転用事業計画変更申請について議題といたします。

○事務局

議案第80号 農地転用事業計画変更申請についてご説明します。

3番 譲渡人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 松山市〇〇〇番〇 代表取締役 〇〇〇〇。建設・土木工事業を営んでおります。土地は、〇〇〇〇 〇〇番〇、田、849㎡及び同所同字〇〇〇〇番〇、田、853㎡です。合計2筆で合計面積は1,702㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は農用区域内農地。農用地区域は農用区域内。転用目的は残土及び資機材置場です。権利内容は貸借権設定3年です。なお、本案件につきましては、令和6年3月11日開催の第8回総会で審議して、

ご承認を頂いた案件でございまして、令和6年3月29日付けで許可になり、当初許可を得ました、〇〇〇〇株式会社が残土置き場として使用しておりましたが、公共工事の施行者が株式会社〇〇〇に変更になり、一時転用許可の事業が承継されることになったため、今般事業計画変更の手続きを行うものです。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は〇〇〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図5ページをご覧ください。この申請地の左の方に〇〇さんの家がありますが、この家の左手が山になっており、この山の中に砂防ダムを造る工事をしておりまして、そこにたどり着くまでの工事車両を通す道を造る際の残土置き場になります。昨年まで、〇〇建設株式会社が工事をしておりましたが、入札がありまして、今年度から〇〇〇が工事をする事になりまして、今回の申請に至ったとのこと。聞いてみたところ、今年中にはまだ道は完成しないだろうとのこと、恐らく工事にはもう一年かかるだろうとのことでした。

利用形態につきましては、昨年と全く変わりがないので、特に問題ありません。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第81号農用地利用集積等促進計画案への意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第81号 農用地利用集積等促進計画案への意見について議題といたします。

今回は5月末までに申出書の提出があった案件について、機構からの同意が得られましたので、速やかに「農用地利用集積等促進計画案」を作成し機構に提出する必要があります。提出にあたり「農用地利用集積等促進計画」の素案を市が作成する際に農業委員会の意見を求めることとされておりますので、今回議案としてあげさせていただきました。

お配りしております「農用地利用集積等促進計画案」の概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

9月1日開始で5月末受付分です。申し出件数は73件、面積は162,715㎡。その内、期間借地は7件、面積は26,906㎡となっています。

所有者は69名、耕作者は50名です。期間は、最低でも5年以上となっていることから、5年から20年までとなっております。農用地の利用内容としては水田として利用が152,341㎡で大宗を占めております。米10aあたりの賃借料については、最高11,314円、最低2,265円で、現物では、最高50kg、最低9kgとなっております。地目別は、田が160,557㎡で、畑が2,158㎡です。

2ページは期間別、地目別の面積等が記載しております。

3ページ以降は農地中間管理権設定一覧となっております。左から所有者、耕作者、土地の所在地等、契約期間、利用内容、賃料、地域計画農業を担う者一覧への記載の有無を記載しております。説明は以上です。

○議長（会長）

この件に関しまして、何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、4件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和7年8月8日となっております。

以上で第24回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。